

「都心商業地でのおもてなし環境整備事業」質問票の回答

該当項目	質問内容	回答
仕様書 5 (2)	「臨時観光案内所および両替所の運営」について、配置日数は年間101日間を想定とあるが、観光案内所・両替所ともに101日間という認識でよいか。	配置日数については、記載の日数を想定してください。船舶の大きさや乗客の状況によっては、観光案内所のみを開設する場合もあります。
仕様書 5 (4)	「外国人乗船客を対象にした日本文化を体験できるミニイベントおよびミニツアー」について、ミニツアーは1か所だけ訪問する内容でもよいか？また移動手段に制限はあるか？	ミニツアーの企画において、訪問施設数の指定はありません。委託費の範囲で実施可能な内容を検討してください。受託者が提案した内容を委託者と協議のうえ実施いただきます。なお移動手段についても特に制限はありませんが、観光バス等を利用する場合は、ターミナルへの配車に関して事前に確認が必要です。
仕様書 5 (4)	ミニイベントやミニツアーで、飲食代など店舗に直接お支払いするような実費相当額を徴収することは可能か？	ご質問が、参加者からの徴収についてか、委託費からの支出についてか判断できませんでしたので、双方について回答いたします。 まず、参加者からの費用徴収はできません。本事業はお客様に無料で体験いただくことを前提としているため、委託費の範囲内で実施可能な内容をご検討ください。ただし、参加者から予定を超える追加的なサービス等を求められた場合は、この限りではありません。 次に、委託費からの支払いについてですが、発生する経費はすべて委託費に含まれますので、見積書に記載してください。なお、精算時に追加で請求することは認めません。